平成２４年（フ）第２７８号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字地蔵堂36番地２、前住所愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１
債務者　尾本　里奈
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
愛知県豊田市月見町２丁目４番地８　月見マンション５Ｆ－３号、前住所愛知県豊田市三軒町７丁目45番地１　コーポ山本205号
債務者　内田　誉人
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８７０号
京都市左京区松ケ崎堂ノ上町１番地13
債務者　片岡　祐介
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５８９号
大阪府羽曳野市野374―８　ファザーリングハイツ201号室、住民票上の住所大阪府羽曳野市羽曳が丘西５丁目６番104号
債務者　今西　允之
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６５２号
堺市堺区緑ヶ丘北町４丁３番３―303号
債務者　工藤奈々子
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７０号
堺市中区**檜**葉163番地19
債務者　金田　弘則
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０７号
大阪府南河内郡河南町大字東山794番地
債務者　髙橋ヒサエ
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７３３号
堺市北区百舌鳥西之町１丁27番地１　１―504号、住民票上の住所堺市西区草部1021番地　10棟206号
債務者　東　さつき（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７５６号
堺市南区茶山台２丁７番１―101号
債務者　髙谷　美幸
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７７７号
大阪府高石市綾園３丁目13番１―107号
債務者　西尾　紀江
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７８４号
大阪府富田林市寿町２丁目４番24号203
債務者　稲川　恭子
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７８９号
大阪府羽曳野市古市５丁目４番４号
債務者　尾形　直樹
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０９号
大阪府松原市西大塚２丁目466番地の８
債務者　長辻　誠二
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１０号
堺市西区上173番地104
債務者　村方　広海
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１５号
堺市南区竹城台１丁２番39―103号
債務者　中村　彰吾
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１６号
堺市南区竹城台１丁２番39―103号
債務者　中村　秋江
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
高知県長岡郡本山町大石365番地
債務者　稲盛　祐一
１　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４８号
高知市土佐山高川1535番地３
債務者　王子　新作
１　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
高知地方裁判所破産係